

広島県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第二十一号

広島県漁業調整規則の一部を改正する規則

広島県漁業調整規則（昭和四十一年広島県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。
第七条を次のように改める。

（漁業の許可）

第七条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、第一号から第十五号までに規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十七号、第十八号及び第二十号に規定する漁業にあつては、法第八条第一項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が、当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

一 機船船びき網（総トン数五トン未満の動力船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「機船船びき網漁業」という。）

二 ごち網（第三十七条第五号に掲げるものを除く。当該漁業の方法による漁業を以下「ごち網漁業」という。）

三 小型まき網（総トン数五トン未満の船舶を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「小型まき網漁業」という。）

四 船びき網（無動力船を使用するもの（第三十七条第二号に掲げるものを除く。）に限る。当該漁業の方法による漁業を「船びき網漁業」という。）

五 底びき網（無動力船を使用するものに限る。当該漁業の方法による漁業を「底びき網漁業」という。）

六 袋待網（当該漁業の方法による漁業を「袋待網漁業」という。）

七 刺し網（次号に掲げるものを除く。当該漁業の方法による漁業を「刺し網漁業」という。）

八 流し刺し網（当該漁業の方法による漁業を以下「流し刺し網漁業」という。）

九 え虫こぎ（当該漁業の方法による漁業を「え虫こぎ漁業」という。）

十 たこつば（当該漁業の方法による漁業を「たこつば漁業」という。）

十一 かご（当該漁業の方法による漁業を「かご漁業」という。）

十二 すくい網（当該漁業の方法による漁業を「すくい網漁業」という。）

十三 はえなわ（総トン数五トン以上の動力船を使用して、たい、はも、ふぐ又はあなごの採捕を目的とするものに限る。当該漁業の方法による漁業を「はえなわ漁業」という。）

十四 まきえ釣（当該漁業の方法による漁業を「まきえ釣漁業」という。）

十五 船舶を使用する潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。当該漁業の方法による漁業を「船舶を使用する潜水器漁業」という。）

十六 船舶を使用しない潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。当該漁業の方法による漁業を「船舶を使用しない潜水器漁業」という。）

十七 つぼ網（当該漁業の方法による漁業を「つぼ網漁業」という。）

十八 地びき網（第三十七条第三号に掲げるものを除く。当該漁業の方法による漁業を「地びき網漁業」という。）

十九 しき網（第三十七条第六号に掲げるものを除く。当該漁業の方法による漁業を「しき網漁業」という。）

二十 白魚やな（当該漁業の方法による漁業を「白魚やな漁業」という。）

第八条第一項中「掲げる」を「規定する」に改める。

第二十五条第一項中「第七条各号に掲げる」を「第七条各号に規定する」に改める。

第三十七条を次のように改める。

（漁業の禁止）

第三十七条 次の各号に掲げる漁業の方法により営む漁業は、法第六十五条第一項及び水産資源保護法第四条第一項の規定に基づき、営んではならない。

一 干潟ころがし（えびかき、かれいかきを含む。）

二 ざこひき網（別名がせ網）

三 雑魚地びき網

四 はもごち網（別名ちぬごち網）

五 二そうローラーごち網

六 あゆ子網

第四十一条中「期間は、」を「期間の」に、「営んではならない」を「操業してはならない」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第六十条第一項第一号中「第七条、第十五条」を「第十五条」に改め、「第三十四条の二から」の下に「第三十六条まで、第三十八条から」を加え、「第四十四条第一項」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県漁業調整規則（次項において「旧規則」という。）第七条の規定による漁業の許可を受けている者については、当該許可の期間の満了の日までは、この規則による改正後の広島県漁業調整規則（次項において「

新規則」という。) 第七条の規定による漁業の許可を受けたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第七条の規定による漁業の許可を受けようとする者として第二十一条第一項の起業の認可を受けている者であつてこの規則の施行の日から当該認可の期間の満了の日までの間に第二十二条第一項の許可の申請をする者については、新規則第七条の漁業の許可を受けようとする者として当該認可を受けている者とみなす。

4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。